明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（六〇）　一七
○国家公務員法等の一部を改正する法律（六一）　二七
○国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（六二）　五三
○地方公務員法の一部を改正する法律（六三）　五五
○自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律（六四）　六六
○航空法等の一部を改正する法律（六五）　八三
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（六六）　八四

〔政　令〕
○押印を求める手続の見直し等のための経済産業省関係政令の一部を改正する政令（一六四）
○文化財保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六五）
○航空法施行令の一部を改正する政令（一六六）

〔府令・省令〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・総務六）
○住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令（総務五九）
○文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令（文部科学二八）
○登録無形民俗文化財に係る文化財登録原簿に関する規則（同二九）
○登録無形文化財に係る文化財登録原簿及び届出に関する規則（同三〇）
○地方登録文化財に係る登録の提案に関する省令（同三一）
○文化財保護法の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備に関する省令（同三二）
○生活保護法施行規則及び生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令の一部を改正する省令（厚生労働一〇三）
○特許登録令施行規則等の一部を改正する省令（経済産業五〇）
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四一）

〔国会事項〕

本号で公布された法令のあらまし

◇プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（法律第六〇号）（環境省）

1　目的

この法律は、国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応して、プラスチックに係る資源循環の促進等を図るため、プラスチック使用製品の使用の合理化、プラスチック使用製品の廃棄物の市町村による再商品化並びに事業者による自主回収及び再資源化を促進するための制度の創設等の措置を講ずることにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

この法律に用いる用語の定義を定めることとした。（第二条関係）

3　基本方針等

主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物及びプラスチック副産物の排出の抑制並びに回収及び再資源化等の促進（以下「プラスチックに係る資源循環の促進等」という。）を総合的かつ計画的に推進するための基本方針を定めるとともに、事業者及び消費者、国並びに地方公共団体の責務を定めることとした。（第三条～第六条関係）

4　プラスチック使用製品設計指針等

㈠　主務大臣は、プラスチックに係る資源循環の促進等を円滑に実施するためにプラスチック使用製品製造事業者等（プラスチック使用製品の製造を業として行う者（その設計を行う者に限る。）及び専らプラスチック使用製品の設計を業として行う者をいう。以下同じ。）が講ずべき措置に関する指針（以下「プラスチック使用製品設計指針」という。）を定めることとした。（第七条関係）

㈡　プラスチック使用製品製造事業者等は、その設計するプラスチック使用製品の設計について、主務大臣の認定（以下「設計認定」という。）を受けることができること等とした。（第八条及び第九条関係）

㈢　国は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成一二年法律第一〇〇号）第六条第一項に規定する基本方針を定め、又はこれを変更しようとする場合には、設計認定に係るプラスチック使用製品の調達の推進が促進されるよう十分に配慮しなければならないこと等とした。（第一〇条関係）

5　指定調査機関

主務大臣は、指定調査機関（主務大臣の指定する者をいう。）に申請に係るプラスチック使用製品の設計のプラスチック使用製品設計指針への適合性についての技術的な調査の全部又は一部を行わせることができること等とした。（第一一条～第二七条関係）

6　特定プラスチック使用製品の使用の合理化

㈠　主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため、主務省令で、その事業において特定プラスチック使用製品（商品の販売又は役務の提供に付随して消費者に無償で提供されるプラスチック使用製品（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一一二号。以下「容器包装再商品化法」という。）第二条第一項に規定する容器包装を除く。）として政令で定めるものをいう。以下同じ。）を提供する事業者であって、特定プラスチック使用製品の使用の合理化を行うことが特に必要な業種として政令で定めるものに属する事業を行うもの（以下「特定プラスチック使用製品提供事業者」という。）が特定プラスチック使用製品の使用の合理化によりプラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するために取り組むべき措置に関し、判断の基準となるべき事項を定めることとした。（第二八条関係）

㈡　主務大臣は、プラスチック使用製品廃棄物の排出を抑制するため必要があると認めるときは、特定プラスチック使用製品提供事業者に対し、㈠の判断の基準となるべき事項を勘案して、必要な指導及び助言を、特定プラスチック使用製品多量提供事業者（特定プラスチック使用製品提供事業者であって、その事業において提供する特定プラスチック使用製